

京都市内の戸建住宅にお住まいのみなさまへ

京都市 断熱改修等補助 のご案内

京都市では、住まいの脱炭素転換を進めており、この度、既存住宅のZEH（ゼッチ）水準化を促進するため、断熱改修に係る費用と太陽光発電設備や蓄電池、省エネ機器（エアコン、調光式LED照明等）の導入に係る費用を支援します。

断熱改修

窓やガラス、断熱材、玄関ドアなど



最大 **120** 万円

断熱改修工事と併せて行うと

創・蓄・省エネ機器導入

太陽光発電、蓄電池、空調機器など

最大 **300** 万円

申請期間 令和6年6月3日～令和6年12月13日

※ 実績報告は令和7年2月14日まで

- 申請期間中の工事契約前に交付申請書を提出してください。
- 申請の手続きや必要書類については、本補助金の「申請の手引き」をご確認ください。
- 交付申請書や申請の手引きは、下記ウェブサイトから入手いただけます。

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局

受託事業者：株式会社イー・コンザル

電話 050-8884-9988

メール zero-carbon-kyoto@e-konzal.co.jp

ウェブサイト <https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/support/dannetsu>



脱炭素
京都
ZERO
CARBON
KYOTO

補助対象

※ 断熱改修に関する補助要件等の詳細は、「既存住宅の断熱改修等補助申請の手引き」を御確認ください。

※ 断熱改修を除く設備に関する補助要件等の詳細は、「京都市先行地域補助金手引き」を御確認ください。

○ 補助対象住宅

- ・京都市内に存する既存の戸建住宅であること（新築工事は補助対象外）。
- ・専用住宅であること。店舗、事務所等との併用は不可とする（集合住宅、公営住宅、業務用建築物（オフィス、ホテル等）は補助対象外）。

○ 申請できる方

- ・以下のいずれかに該当する方

- 補助対象住宅を所有し、居住する個人（引越しする方など予定者を含む）。
- 買取再販業者等の法人（既存住宅を買い取り、本補助金により改修を行った住宅を住宅購入者に販売する事業者）。ただし、別の施工業者にリフォーム工事を発注する（工事請負契約がある）場合に限る。

補助対象工事

| 工事の種類 | パターン① | パターン② |
|--------------------------|--|---------------------------|
| 断熱改修工事 | 必須 以下の2部位以上の断熱改修 <u>窓・ガラス</u> 、天井、外壁、床 必須 1部位以上選択 | 必須 「窓・ガラス」の断熱改修 |
| 太陽光発電設備 | 任意 | 必須 |
| 蓄電池 | 任意 | 任意 |
| 空調機器（エアコン） | 任意 | 任意 |
| 換気設備 | 任意 | 任意 |
| 照明機器（調光式LED照明） | 任意 | 任意 |
| 給湯機器 | 任意 | 任意 |
| コージ エネレーションシステム（エネファーム等） | 任意 | 任意 |

補助率・補助金額

※ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額を超えないものとします。

| 工事の種類 | 補助率・補助金額 |
|--------------------------|--|
| 断熱改修工事 | 補助対象経費の 2/3 (上限 120 万円/戸、このうち玄関ドアは、上限5万円/戸) |
| 太陽光発電設備 | |
| 蓄電池 | |
| 空調機器（エアコン） | |
| 換気設備 | |
| 照明機器（調光式LED照明） | 補助対象経費の 2/3 (すべての工事合わせて上限 300 万円/戸) |
| 給湯機器 | |
| コージ エネレーションシステム（エネファーム等） | |

主な補助要件

- ・指定の性能を満たす製品を用いた断熱改修工事であること。
- ・断熱改修する居室等の床面積の割合が建物全体の延べ床面積に対して、指定する割合以上であること。
- ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に断熱改修すること。
- ・太陽光発電設備の導入においては、FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- ・改修する住宅で使用する電力を、再生可能エネルギー100%電力にすること（電気契約の切替）。